

杉並区青少年問題協議会条例

昭和三十年十二月十五日

条例第十一号

改正 昭和四一年 四月 一日条例第 二号
昭和四一年 七月 一日条例第一七号
昭和六一年 三月三十一日条例第 七号
平成一二年一月 一日条例第五九号
平成一三年 三月 七日条例第一一号

(設置)

第一条 地方青少年問題協議会法(昭和二十八年法律第八十三号)第一条の規定に基づき、杉並区に、区長の附属機関として、杉並区青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 協議会は区長を会長とし、委員は次に掲げる者につき、区長が任命又は委嘱し、その数二十九人以内をもつて組織する。

- 一 区議会議員 二人以内
- 二 学識経験者 一九人以内
- 三 関係行政庁の職員 七人以内
- 四 区に勤務する職員 一人

(委員の任期)

第三条 前条第二号の委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任をさまたげない。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第四条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 協議会に副会長一人を置く。
- 3 副会長は、委員が互選する。
- 4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第五条 協議会は、区長が招集する。

(専門委員)

第六条 協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は学識経験者のうちから、区長が委嘱する。

(定足数及び表決法)

第七条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
(会議の公開)

第八条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(委任)

第九条 この条例施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和四一年四月一日条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和四一年七月一日条例第一七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六一年三月三十一日条例第七号)抄

1 この条例は、昭和六十一年七月一日から施行する。

附 則(平成一二年一二月一日条例第五九号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一三年三月七日条例第一一号)

この条例は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条から第十五条までの規定は、同年四月一日から施行する。